平成２３年（フ）第１５６９号
堺市西区草部1021番地　９棟508号
債務者　川上　　修
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１５７３号
大阪府羽曳野市西浦５丁目161番地の２
債務者　内宮　郁江
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１５７６号
大阪府高石市高師浜４－６－36、住民票上の住所大阪府松原市北新町６丁目150番地の３
債務者　榎谷　淳子
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１５８６号
大阪府羽曳野市高鷲４丁目５番４号　藤井寺大発マンション320号
債務者　杉本　雅則
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１５９７号
堺市堺区七道東町182－３　ファミール堺1003号、住民票上の住所大阪市住之江区新北島２丁目８番35―909号
債務者　中井　靖子
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１８２号
北海道苫小牧市大成町１丁目９番１―601号
債務者　狩野　隆仁
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第２０６号
北海道苫小牧市字糸井144番地の126　コーポアケボノ207
債務者　森谷　正敏
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第１５４号
新潟県村上市坂町623―179、住民票上の住所新潟市西区五十嵐中島４丁目９番38号
債務者　安藤　静男
1　決定年月日時　平成23年12月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第１５５号
新潟県村上市坂町623―179、住民票上の住所新潟市西区五十嵐中島４丁目９番38号
債務者　安藤　一枝
1　決定年月日時　平成23年12月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第９７号
新潟県糸魚川市横町５丁目４番21号、前住所新潟県糸魚川市大字田伏105番地
債務者　磯野　典子
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２３年（フ）第９８号
新潟県上越市大字下門前95番地　ウィンクルム205、住民票上の住所宮城県仙台市若林区上飯田３丁目32番10号
債務者　今野　　歩（旧姓細谷）
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２３年（フ）第２０５６号
愛知県豊田市白山町二ッ坂23番地2108号、住民票上の住所愛知県知多郡南知多町大字篠島字堂山110番地
債務者　天野　英和
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２６９６号
名古屋市千種区竹越１丁目15番10号　光荘６号
債務者　尾﨑　政司
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２７９８号
名古屋市港区野跡２丁目５番４―705号　シティファミリー鴨浦
債務者　石田美登里
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１０４号
島根県出雲市荒茅町29番地４
債務者　前島　　明
1　決定年月日時　平成23年12月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２３年（フ）第３７７号
香川県高松市松島町２丁目５番６号　ロイヤルハイツ松島603号
債務者　佐藤　和伸
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第６２１号
高知市大津乙923番地15　コーポ多鶴205号
債務者　中屋　宏子
1　決定年月日時　平成23年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
高知地方裁判所破産係